

令和6年度奈良県地域猫対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 県が市町村および県内動物診療施設等と連携し、地域住民等が実施する地域猫対策を支援することにより、飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、もって殺処分数の削減と、地域住民の生活環境が損なわれる事態を削減することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

一 飼い主のいない猫

地域住民が周辺地域を確認の上、飼い主がいないと判断される猫をいう。

二 地域猫対策

飼い主のいない猫の繁殖や糞尿による生活環境被害等を防止するために、地域住民等が主体となって行う不妊去勢手術や餌の管理、排泄物の処理等の対策をいう。

三 対象地域

市町村（奈良市を除く）が猫による生活環境被害を把握し、地域猫対策の支援を行う地域をいう。

(実施機関等)

第3条 この要綱における実施機関等は次のとおりとする。

一 県

ア 県総務部知事公室うだ・アニマルパーク振興室

イ 県3保健所

二 協定市町村

この事業において、県と協定を締結（様式第1号）した市町村

三 地域猫対策グループ

地域住民、ボランティア及び動物愛護推進員等で構成される地域猫対策に取り組むグループをいう。なお、当該事業における地域猫対策グループは、複数世帯以上の地域住民で構成されていることを条件とする。その他の条件については、当該要綱で定める条件を満たす範囲で、各協定市町村が定めることとする。

四 指定動物病院等

この事業において、飼い主のいない猫の不妊去勢手術（以下、「手術」という）を実施する動物病院（以下、「指定動物病院」という）及びそのとりまとめ機関

(県が行う支援の内容)

第4条 県は、本事業実施に必要な範囲において次に掲げる支援を行う。

- ① 手術費用の負担
- ② 協定市町村及び指定動物病院のとりまとめ機関との本事業に係る調整
- ③ 協定市町村への猫の捕獲器の貸与
- ④ 協定市町村への地域猫対策実施に係る手順書の提供

(事業の実施方法)

第5条 事業の実施方法は次のとおりとする。

一 手術券の申請及び使用等に係る手続き

- ① 協定市町村は、地域住民からの相談に基づき地域に生息する飼い主のいない猫の頭数等を確認し、対象地域を選定する。
- ② 協定市町村は、地域住民と話し合いを行い、地域猫対策を実施しようとする地域猫対策グループの組織化を促し、地域住民との問題点の整理と解決に向けた地域猫対策事業計画書（様式第2号）の作成を補助する。
- ③ 協定市町村は、地域猫対策認定申請書（様式第3号）に、地域猫対策グループが作成した地域猫対策事業計画書と対象地域の概略地図を添付し、県に対して「手術券」（様式第4号）の交付を申請する。
- ④ 県は、協定市町村から提出された申請内容を別記の基準により審査し、手術券の交付が適当と認めた時は、地域猫対策認定通知書（様式第5号）により通知するとともに、手術券を交付し、手術券の交付が適当でないと認められる場合は、地域猫対策手術券不交付通知書（様式第6号）により通知する。
なお、県は審査および実施後調査に必要な範囲において対象地域への巡回を行うことができる。また、このことについて必要に応じて保健所の協力を求めることができる。
- ⑤ 協定市町村は本事業の実施にあたり、捕獲器等の貸し出しを希望する場合は、事前に保健所に連絡する。なお、捕獲器は手術実施後すみやかに返却する。
- ⑥ 協定市町村は、県より地域猫対策認定通知書による通知および手術券の交付を受けた場合は、地域猫対策グループに手術券を配布し、地域猫対策手術券不交付通知書による通知を受けた場合は、その旨を地域猫対策グループへ連絡する。
- ⑦ 協定市町村は、地域猫対策グループの手術等の進捗状況を定期的に確認し、予定していたすべての猫の手術を終了した時点で、地域猫対策実績報告書（様式第7号及び第7号別

紙)を県に提出する。また、対象とする猫がいなくなる又は手術券の有効期限が切れた等の理由により不要となった手術券がある場合はこれに添えて県に返納する。

二 地域猫対策グループによる対策の実施

- ① 地域猫対策グループは、地域猫対策を実施するにあたり、協定市町村及び地域住民等関係者で周囲の協力・理解を得られるよう十分に話し合いをし、対象地域内の住民へ周知を行う。同時にこれらの対策を行う場所について所有者の許可を得る。
- ② 地域猫対策グループは、協定市町村の補助のもと地域猫対策活動実施計画書を作成し、協定市町村に提出する。
- ③ 地域猫対策グループは、手術券が配布された場合は有効期限内に使用する。
- ④ 地域猫対策グループは、指定動物病院に手術を依頼する際は、事前に本事業における手術券を使用する旨を伝えた上で日時の調整を行う。なお、搬入の方法等については指定動物病院の指示に従う。
- ⑤ 地域猫対策グループは、飼い主のいない猫の捕獲を行おうとする際には、誤って飼い猫を捕獲しないよう対策の実施及び飼い猫の屋内飼養について対象地域内の住民へ周知徹底を行う。
- ⑥ 地域猫対策グループは、手術実施時に手術券を猫とともに指定動物病院へ渡し、手術完了の報告を受けたら猫を引き取り、元の場所へ戻す。
- ⑦ 地域猫対策グループは、予定していたすべての猫の手術を終了した時点で、地域猫対策実績報告書(様式第7号別紙)を記入し、協定市町村に報告する。また、対象とする猫がいなくなる又は手術券の有効期限が切れた等の理由により不要となった手術券がある場合はこれに添えて協定市町村に返納する。

三 指定動物病院における手術の実施

- ① 指定動物病院は、手術を実施する。ただし、手術券交付日より前の日に行われた手術は、本事業の対象とはみなさない。
- ② 指定動物病院は、手術を実施後に、当該猫が手術済であることを外見上あきらかにするため耳先をV字にカットする。また、麻酔をかけた後に手術済であることが判明した場合も、同様に当該措置を行う。
- ③ 指定動物病院は、手術後、特別な管理が必要な猫については必要な助言・指示を行う。
- ④ 指定動物病院は、手術実施後速やかに使用した手術券をとりまとめ機関に提出する。
- ⑤ とりまとめ機関は、地域猫対策支援事業不妊去勢手術実績報告書(様式第8号)に手術券を添え、県に実績報告を行うとともに、手術に係る費用の請求を行う。

(手術券の取扱等)

第6条 手術券の取扱については次のとおりとする。

- ① 手術券の交付期間及び有効期限については下表のとおりとする。

交付期間	有効期限
令和6年6月1日～令和7年1月15日	交付日から2ヶ月間
令和7年1月15日以降	令和7年3月15日

- ② 手術券の有効期限が過ぎたものについては無効とする。
- ③ 各グループ1回につき、申請できる手術券の上限は20枚とする。
- ④ 同一対象地域において2回目以降の申請をする場合には、先に交付した手術券の過半数の使用が確認されている場合に限り、交付の対象とする。
- ⑤ 手術券の交付枚数が、予算を超えると考えられる枚数に達した場合は、その時点で交付を終了するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

別記

審査基準

審査項目	審査基準
申請内容	地域猫対策事業計画書の記載に虚偽又は不足がないこと。
対象地域	対象地域が手術の対象となる猫の生息範囲と一致していること。
現状・問題点	生活環境への被害があること。
地域猫対策グループ	グループ内に複数世帯の地域住民がいること。
地域住民への周知	自宅訪問や資材を用いた周知を実施できること。
役割分担	エサ、トイレ等の管理ができること。
	指定動物病院への猫の搬入ができること。
同一対象地域での再申請	同一地域における地域猫対策実績報告書が提出されていること。